

地域指定年度	昭和61年度
計画策定年度	平成 3年度
計画見直し年度	平成11年度
	平成24年度
	平成30年度
	平成 年度
	平成 年度

# 高野農業振興地域 整備計画書

令和元年 6 月

和歌山県高野町



## はじめに

国の食料・農業・農村基本計画は、農業・農村は、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など、極めて厳しい状況にあります。海外への輸出や6次産業化へのチャレンジ、100haを超える大規模経営の出現、若者を中心とした「田園回帰」といった新たな動きも広がっています。今後、こうした「芽」を大きく育て、農業・農村の明るい展望を切り拓くとともに、農地・農業用水などの地域資源を確実に次の世代へと継承していく必要があります。今後、現場が創意工夫を発揮して取組を進めることができるよう、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の実現に向けて全力で取り組んでいくことにしている。

和歌山県の長期総合計画は、農業者の高齢化や減少により、耕作放棄地の増加により、農地中間管理機構と本県が独自に各地域へ設置した農地活用協議会が連携して情報の収集・提供体制を強化し、農地の流動化を促進することにより、担い手への農地の集積・集約化を図るとともに、観光業と融合した農村での農業体験や加工体験等のグリーンツーリズムの推進、学校教育における職業体験や教育旅行の推進、福祉分野との連携により、農業の多面的な発展を図ることとしている。また、農地法・農業振興地域の整備に関する法律や都市計画法の適切な運用を市町村に働きかけることで、特産物の6次産業化、耕作放棄地・遊休施設の再生、自然や景観を生かした地域づくりなど、地域固有の資源を有効に活用し、活力と魅力ある地域づくりを展開することとしている。

このような国及び和歌山県の将来の計画に対応するとともに、本町が抱える高い高齢化率、外国人観光客の増加への対応等様々な課題について社会の情勢に的確に対応すべく見直しを進めているところであり、国、和歌山県及び本町の将来の計画と農業振興地域整備計画の整合性を図る必要がある。

本町の農業は、標高800～1,000mの高地という地域環境の特性等を活かし、年間約142万人の観光客が訪れる観光客との連携を図りつつ定住及び就業の場を確保するため持続性のある農業者の育成を目指し、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けた経営改善を支援するとともに、地場産品のブランド化や販路の拡大、地産地消の推進、特産品の開発支援等を推進し、新たな就労の場の確保に向けての支援等就農しやすい環境づくりを積極的に進めていく必要がある。

また、若い世代にとって魅力ある農業とするためには、高野山の参詣者との融合や連携などにより、新たな付加価値を持った地域ビジネスを創出することが重要であり、農家と観光客相互の交流を促進させるなど地域の魅力を高め、農・観・商が一体となった「地産地消」の実現に向け、さらなる農業振興を図っていくことが重要である。

# 目 次

ページ

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	2
ア	農用地等利用の方針	2
イ	用途区分の構想	2
2	農用地利用計画	3
(1)	農用地区域	3
ア	現況農用地等にかかる農用地区域	3
イ	現況山林、原野等にかかる農用地区域	3
(2)	用途区分	3
第2	農業生産基盤の整備開発計画	4
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	4
2	農業生産基盤整備開発計画	4
3	森林の整備その他林業の振興との関連	4
4	他事業との関連	4
第3	農用地等の保全計画	4
1	農用地等の保全の方向	4
2	農用地等保全整備計画	4
3	農用地等の保全のための活動	5
4	森林の整備その他林業の振興との関連	5
第4	農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な 利用の促進計画	5
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関 する誘導方向	5
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	5
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	5
2	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の 促進を図るための方策	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	5

第5	農業近代化施設の整備計画	5
1	農業近代化施設の整備の方向	5
2	農業近代化施設整備計画	6
3	森林の整備その他林業の振興との関係	6
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	6
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	6
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	6
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	6
3	農業従事者就業促進施設	6
4	森林の整備その他林業の振興との関連	6
第8	生活環境施設の整備計画	7
1	生活環境施設の整備の目標	7
2	生活環境施設の整備計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	7
○別記1	農用地利用計画	8～11
○別記2	効率的かつ安定的な農業経営の地区別目標(「第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」関係)	12

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本町は、空海が西暦 816 年に真言密教修禪の道場の地として開祖し、1906 年（明治 39 年）、山規の廃止による女人禁制の解禁と相まって、参詣者の増加、高野山内への周辺住民の移住の促進により寺内町として高野山上への居住形態が形成されてきた。

交通条件は、県庁所在地の和歌山市へは約 38km で、バス又は鉄道で 2 時間 10 分の距離にあり近畿圏の中心都市である大阪市へは約 53km で南海電車では約 2 時間 10 分の距離にある。なお、海外への関西の玄関である関西空港までは約 40km の距離に位置している。

人口は、昭和 20 年の 10,733 人をピークに昭和 40 年までは 9 千人台を維持していたが、その後減少を続け、平成 7 年 6,386 人、平成 12 年 5,355 人、平成 17 年 4,632 人と減少を続け、平成 22 年には 3,975 人、平成 27 年には 3,352 人となりピーク時の昭和 20 年の約 1/3 となり、平成 12 年と比較しても 38% も減少するとともに着実に高齢化が進行しており、平成 40 年の人口を 3,000 人規模で維持したいとしている。

本町の観光客は平成 29 年におよそ 142 万人の観光客が 1,200 年の歴史、文化、伝統や豊かな自然を求めて訪れている。更に、平成 16 年には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の重要な一角として認定されており、特に外国人観光客の増加が著しく、観光資源、観光価値を積極的に PR し観光客 150 万人、宿泊客 40 万人を目指している。

このようななかで、依然として第一次産業及び第二次産業の減少傾向が顕著で、第三次産業への依存度が高まる傾向にあり、深刻な少子高齢化が予想されている。

このようなことから、本町の活性化対策は、地域経済の活性化を図るため雇用環境の充実や産業の中心である観光と農林業の連携による産業振興を中心に活気あるまちづくりを推進することとしており、農業の振興は、聖地高野山ならではの風土と文化と高冷地の特性を活かした農業の振興を目指す。経営規模が零細で生産性も低く高齢化が進む中、安心して農業経営ができるよう意欲ある経営体に対して農地の集約化を図り、高冷地の特性を活かした高原野菜などを高野ブランドとして育成し、宿坊での地元食材の提供、直売会の開催や直売所の開設など地域と観光との連携を推進しその振興を図り、所得の向上を目指す。また、地産地消の一環として農業者の協力を得つつ学校給食への活用を促進する。

このため、本地域の農用地は経営規模の零細性に加え、担い手不足、高齢化等により耕作放棄地が顕在化しているが、農地中間管理事業を中心に新規就農の定着化や集落ぐるみの営農の展開等による担い手の育成を図り併せて鳥獣害対策を講じつつ耕作放棄地の活用、農地の保全を図る。

(農業振興地域 単位:ha、%)

	農用地面積		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	104.2	33.5	0.0	0.0	133.1	42.9	40.0	12.9	0.0	0.0	33.3	10.7	310.6	100.0
目標 (H40)	77.0	24.8	0.0	0.0	133.1	42.9	40.0	12.9	0.0	0.0	60.5	19.5	310.6	100.0
増減	△ 27.2	△ 8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.2	8.8	0.0	0.0

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 104.2ha のうち農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第 3 項各号の要件を満たす農用地 77.0ha について農用地区域を設定する方針である。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、上記 (ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

該当なし

(ウ) 本地域にある農業用施設用地のうち、上記 (ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

該当なし

(エ) 現況森林・原野等について農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地面積 77.0ha のうち、田は 45.6ha、畑は 31.4ha であるが、農業生産の目標を達成するため、土地条件、経営条件を考慮し、新規就農者や集落等意欲ある担い手への農地の利用集積を進めるとともに、地域の条件に適応した重点作物の生産を推進するなど、高野ブランドの確立や耕作放棄地の解消を目指し、農用地区域内の土地利用の高度化や有効利用を積極的に進める。

(単位:ha)

区分 地区名	田			畑			樹園地			採草放牧地 ・混牧林地			農業施設用地			計		
	現状	将来	増減	現状	将来	増減	現状	将来	増減	現状	将来	増減	現状	将来	増減	現状	将来	増減
富貴	27.7	27.7	0.0	23.7	23.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	51.4	51.4	0.0
筒香	7.6	7.6	0.0	5.6	5.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.2	13.2	0.0
花坂	10.3	10.3	0.0	2.1	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.4	12.4	0.0
計	45.6	45.6	0.0	31.4	31.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	77.0	77.0	0.0

注:小数点第2位を四捨五入してあるので、計が一致しない場合もある。

イ 用途区分の構想

各地区の土地利用区分については、本町のおかれている社会、経済、自然的諸条件のほか、各地区における土質、水利、農地の整備状況、担い手の確保状況など、地区それぞれの実態や特色を考慮して、高冷地で中山間地の立地条件を活かした観光との連携を主眼にした適地適作及び地産地消を推進し、安心・安全、高品質な農産物の生産を目指す高野ブランドの確立を目指す。

(ア) 富貴地区

富貴地区は山林が多く、農用地は 51.4ha (田 27.7ha、畑 23.7ha) である。今後、農業生産性の向上を図り、零細な農地の生産基盤の整備を図りつつ水稻、野菜、花き等地域の条件に合った品目の複合経営を促進し農業所得の増加を目指すこととしている。

更に、和歌山県では初めてホップを栽培し、クラフトビールの製造を行い新たなギフト商品としての定着を図り、耕作放棄地の解消や担い手の確保を目指すとともに、景観作物の植栽等「山野、草の里」として観光的な利用をも推進する。

(イ) 筒香地区

筒香地区の農用地区域は 13.2ha（田 7.6ha、畑 5.6ha）である。本地区の農地は丹生川沿いの傾斜地に水田、畑等が散在し、その一部の農地において野菜や苗木等が生産されている。本地区においては今後、傾斜地の低コスト対策、施設の更新等を図り、立地条件を考慮した適地適作を推進する。

(ウ) 花坂地区

花坂地区の農用地は国道 370 号線沿いに集中しており農用地区域は 12.4ha(田 10.3ha、畑 2.1ha)である。この農用地は殆どが水田であり、小規模な水田が分散所有されている。特に区画も小さく、農道、農業用排水等の生産条件は劣悪であり、計画的な整備を推進する。

本地区には、意欲ある新規就農者が就農したこともあり、立地条件を活かしたトマト等の作物の導入や農地の集積による経営規模の拡大、耕作放棄地の活用等中山間地のモデル的な活性化対策を推進する。

## 2 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

- ア 現況農用地等にかかる農用地区域  
別記 1 のとおり
- イ 現況山林、原野等にかかる農用地区域  
該当なし

### (2) 用途区分

- 別記 1 のとおり

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町農用地区域内の農地の分布は、傾斜地に多く、農地の高度利用や農作業の低コスト化や品質の向上を目的とした差別化を図るためにはその高度利用が必要である。

このため、農地集積と農作業の利便性の向上等を目的に区画整理、農道、かんがい排水施設等の生産条件の整備が不可欠であり、併せて農道の整備に当たっては、農地に囲まれた農業集落が多いことから単に農業用の目的のみではなく生活道路としての利活用にも配慮する。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	区画整理及び用排水路の整備	花坂地区	10ha	1	平成 29 年度以降
ほ場整備	区画整理及び用排水路の整備	富貴地区	20ha	2	平成 32 年度以降
ため池整備	ため池の全面改修及び用排水路整備	富貴地区	3ha	3	平成 32 年度以降
ほ場整備	区画整理及び用排水路の整備	筒香地区	5ha	4	平成 32 年度以降

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

高野町の森林整備計画は、平成 28 年度に「高野町森林整備計画」を策定したところであることから本計画に即して農林業を一体として振興し、林道、作業道の林業生産基盤の整備に当たっては農道や集落道との連絡に留意し、生産と生活の一体性を考慮して整備の促進を図る。

### 4 他事業との関連

該当なし

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

本町では耕作放棄地の解消策を講じなければ地域の農業は衰退の一途をたどるのは明らかである。認定農業者を育成するなど受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ遊休農地化が進み、町の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。このため、農業振興地域においては、効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導するとともに、高野町農業再生協議会等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、町の農地の効率的利用を目指し、農業の振興を図る。

### 2 農用地等保全整備計画

該当なし

### 3 農用地等の保全のための活動

本町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するためには、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組み、意欲と能力のある者が幅広く円滑に農業に参入し得るよう方策を講じるとともに、担い手としての女性の能力を十分発揮させるための研修を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。又他産業に比べて遅れている休日制の農業従事の態様の改善を図るため、安定的な農業従事者の確保が必要であるので、ヘルパー制度や、高齢者、非農家の労働力の活用システムを整備する。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

## 第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業振興地域における農業振興の最重点課題として、農業経営基盤強化促進事業を基軸に、農地の流動化を積極的に進め、経営規模の拡大を図る。

このため、担い手農家による営農組織を育成し、兼業農家からの農用地の貸借（耕作放棄地を含む）、経営及び作業の受委託などによって、農用地の流動化及び利用率の向上を促進し、農用地の利用集積に努める。

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業経営基盤強化促進事業の活用を図りながら、担い手農家及び地域営農組織への流動化、農作業の受委託を促進し、その営農条件の改善を図る。

地区別の目標は別記2のとおり

#### (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

生産性の高い農業を実現するには、農業経営の規模拡大と農業機械の高性能化を推進しなければならないため、農業経営基盤強化促進事業による、意欲ある担い手農家への農地の利用集積や農作業受委託を進めるとともに、営農組織の育成や法人化に努める。

### 2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

認定農業者及び営農組織を中心とした、効率的かつ安定的な農業を目指す農業者に対し、農業経営基盤強化促進事業の活用による利用権設定を促進し、農地の利用集積を図る。このため、農業委員会や農業協同組合など関係団体の職員などによる集落座談会の開催、その他あらゆる機会を捉えて農地利用集積円滑化事業の普及徹底を図る。また、本町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、「生産性と収益性の高い農業経営の確立」を基本として農業振興を図る。

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本町で生産されている大根、はくさい、トマト、えんどう、ミョウガ等の野菜及び花きは、出荷組合等営農組織などの技術研修等の活動を通じて生産体制の強化を図りながら、営農体系、販売体制の確立を目指す。

また、高野やま里市の開催等産直市により観光との連携を推進する。

## 2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	事業種目	受益の範囲				対図 番号	備 考
		受益地区	受 益 面 積 (ha)	受益戸数 (戸)	利用組織		
貯蔵施設整備	貯蔵施設 整備	筒香地区	3	9	生産組合	1	玄米貯蔵庫 1棟
ビール醸造所	醸造所整備	富貴地区	10	1	農業法人	2	ブルワリー 施設1 式
ワイン醸造所	醸造所整備	富貴地区	8	1	農業法人	3	ワイナリー 施設1式
ハウス栽培施設	水耕施設 整備	富貴地区	1	1	農業法人	4	ハウス、水 耕栽培施設 1式

### 3 森林の整備その他林業の振興との関係 該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本町は転入者より転出者が多くなっており、就労の場を確保することは喫緊の課題であり、地場産品のブランド化や販路の拡大、地産地消の推進、特産品の開発支援等を推進し、新たな就労の場の確保に向けて支援する。

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

引き続き減少傾向を続ける本町の農業就業人口は、今後とも同様の傾向が見込まれる。このため、年間142万人に達する観光客が訪れる観光地であることから、農業と連携した観光資源を活かした雇用機会の拡大を図るものとし、就業環境の充実を図りつつ雇用機会の増大や地域の活性化を目指す。これら各種施策を通じ、兼業農家を中心に農業従事者の雇用の安定を図る。また、林業との連携をも視野に入れ本町の特産である「高野まき」の造林を進め、産地育成を推進する中で、人口の流出防止と若年労働者の確保に努める。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業においては、利用権の設定や農作業の受委託等意欲ある安定的な担い手への農地の集積等を促進するなど経営規模の拡大を図り、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進し、農業の生産性向上を確立して農業従事者の不安定な就業形態を解消する。

### 3 農業従事者就業促進施設 該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連 該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

世界遺産の指定や高野龍神国定公園の拠点として観光を中心とした産業の発展を期待しており、高野山と集落を結ぶ基幹的な公道の整備を行い、地域の一体性を図ることとしている。

また、住環境、教育、文化、福祉及び生活環境施設を整備し、安定した生活を送ることができるよう暮らしやすい地域住民の生活の利便性の向上を図る。

### 2 生活環境施設の整備計画

農業と観光が連携した産業基盤の整備、施設の整備は、豊かな歴史、文化、自然の魅力を活かした住民の定住を基本として、農業所得の向上、農業経営の安定化を目指し、農道の整備、地域山村道路、河川からの水路及び用水路等の整備を図りつつ農業の振興を図ることとしている。

### 3 森林整備その他林業の振興との関連

森林は、水資源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全形成など多様な公的機能を有している。そのため、森林を理解する場として整備された「景観」を維持していくなど、森林の多様な機能を活用した生活環境施設の整備を推進していく。

## 農用地利用計画

## (1) 農用地区域

## ア. 現況農用地等に係る農用地区域

農用地区域は次表の「農用地区域とする土地」の欄に掲げる土地を農用地とする。

## (地区記号の説明)

A: 東富貴、西富貴 (51.45ha) B: 上筒香、中筒香、下筒香 (13.15ha) C: 花坂 (12.41ha)

地区記号	区域の範囲	農用地区域とする土地
A	大字 東富貴	字見通り 306,305,310-2,309,311-1,311,312,313,325-1,325-2, 327-1,324,323-1,322,319
		字天神垣 146,144,145,147,142,136,132-02,132-1,133,131,131-1,130-1, 126-1,125,154-1, 172,150,173,182,177-1,177-2,178,183,184, 191,198-2,189,188,188-1,123-3,122,149,150-1,177-3,177-3,191,-1
		字洞 114,110,107-1,95,97-1,106-2,105,99-1
		字田中 92,85,84,82,81,81-1
		字落合 80,75,76,79,78,44,74,72,77
		字名迫垣内 274-1,274-2,276-1,275-1,275,271-1,270,267,268,265 260,259,286,288-1,303,304,256-1,258,261-1,288-3,278,285
		字堂本 243-1,232,242,231,243,239-1,239,237,240
		字小入谷 354-1,354,349,376,357,345-1,345-2,338,362,335
		字中前谷 381,382,398,393-2,393-3,399,408,403,407-1,406,401-1, 404,402,401-3,401-2,409-1,390-3,390-10,411-1
		字正三縄手 422-1,421-1
		字中島 1145-1,1108-2,1111-1,1114,1115,1124,1134-1,1134-2,1123-2,1123, 1102-1,1135-4, 1135-1,1148,1139-1,1146-1,1150,1147,1138
		字東平 1155-1,1154,1152,1158,1171,1168-1,1165-1,1173,1174-2,1174-1,1176, 1198,1196, 1195,1177,1188-1,1187,1181,1172-10,1172-7,1172-11,1204, 1186,1172-4
		字惣墓 1221-1,1224,1214,1231,1228-3,1226-2,1230,1235-13
		字下中谷 452,449,447,448,446,464,451,456-2,456-1,455-1,457,463,462,461-3, 466,469-2, 469,450,453-1,473,471,436-1
		字中屋 66,74,75,76
		字中村垣内 501, 497,502,516-2,516-1,515,520-1,527-1,503,505,495,490-3,492-2, 486,485,491,491-1,487-2,429-1,487-1,488,489-1,500,506,506-2,506-3, 506-1,507,514,493,510,521,493,510,521,513,514,522,523,531-2,
		字森垣内 534-2,539-2,540,543-1,538--3,538-2,549,548,560,559,558,551-2, 552-1,553,552-2,557,546,555,541,544,561-3,561-2,562,569,577,580-2, 579,564,577,580-2,579,564,567,564-2,556
		字倉之本 608-2,608-4,620-1,620-2,609-1,618-1,601,604,599,602, 598-2,614,623-1,595
		字成金平 634-4,635,632,630-1,641-10,641-11,631-1,659-5,650,659-12,659-1,656
		字岡ノ口 685-2,686-1,673-9,673-66,673-72,691-3,673-5-2,675-1,676,693-1, 674,693-2,691-2,673-12,673-18,673-14,682,673-38,673-39
		字地藏ノ下 722
		字尾吉礼 1,055,1058,1055-2,1042,1041,1060,1,059,1,087,1087-2,1,089, 1093-1,1,061,1088,1061-2,1062,1,063-1,1052,1051-1,1051-3,1083-1, 1,077-1,1,084-1,1077-2,1,071 (当該地 112 m <sup>2</sup> のうち 108 m <sup>2</sup> が農用地区域)
		字辻ノ上 977-1,979-1,977-2,978-1
字辻 879,880,883,903-2,901,900,904,905,903-1,892-2,892,889,891,886, 906,910,909,908-1,907,908-2,912,913		
字石上 917,921-25,922-1,924,924-1,9565,953-1,953-2,948		
字部屋ノ谷 839,861-3,862,842,829,860,857-3,857-1,871,841,867		
字大石 813		
字長井 727,728,735,42		
字舟平 778		

地区記号	区域の範囲	農用地区域とする土地
A	大字西富貴	字長通 427,428,429,425,426,417,408-3,408-1,408-2,410-1,409-1,411-1,412-1,411-2,414-1,414-2,415-1,431,422,421-2,421,419
		字西ノ本 567,566,574-4,570,571,579-4,579-5,576-1-1,585,581,580-2,580-1,582,584,583,590,591
		字矢閉 544-1,556-2,554,546,550
		字北谷 523-1,522,535,537-2,37-1,536,32-1,531,534,530,529-2,527
		字中谷 602,603,614-9,597-3
		字埜手 684,682,680-2,680-1,681,676-1,675,671,672-1,674-1,705,701-2,705,702-1,700,707,699,698-1,694,690-1,693-2,695,695-1,707
		字藤ノ本 730,713,714
		字地獄谷 779-1
		字南田敷 845-7,844-12,844-11,844-10
		字横手 509,510,510-1,511,501-3,501-1,96-3,499-1,496-4,483,482-5,
		字北狭間 459,461-1,458-2,458-1,467,481-1
		字中尾 449-1,448,447-1,449,450-2,445-1,450-1,442-1,442-2,441-3,434-1,444-1, 443-1,441-2, 441-4,441-1440
		字峯脇 229-1,230-2,230-5,251
		字宮ノ本 390,391,391-1,394,393,389,381,384-1,379
		字大屋辻 299,287-1,282,297,288,290,293,289,291-1
		字金並 254-4,258,259,265-2,260,264-1,264-3,264,268,265-3,265-4,265-5, 269,270,273,272, 273,272-2
		字大深谷 357-2,357-1
		字蛇谷 310,307-1,303-1,306-1,308-2,317,316-1,316
		字馬場手 218-2,216-1,219,219-1,219-2,210-1,203,202-2,211,222-1,210-3
		字上年行 183-3,201-2,201-3,199,196,195-2,193,195-1,201-1,184-1,184-3,184-2, 185,186,189,190-2,188-1,188-2,191,187
		字宮脇 4-4,8-1,6,7-1,8-2,9-2,27-1,27-2,25,14,26,19,20,21,13,16-2,18,17,16-1
字岡ノ藪 178,170-1,170-2,159-3,159-2,159-1,163,164,162-1,155-3,161,160,161-1, 157-1,157,155-2,166,167,167-1,167-3,168,169		
字中屋 70,69-2,71-1,69-1,71,72,77,81,89,80,88		
字山本洞 105-1,104,90,91,96,99,112,101,100,102,111,114,113-1,113,109,105 108,107,118,110,103-1,103		
字松岡洞 137-3,137-1,136,137-2,139-4,139-1,140,138,145,145-3,145-4,145-2, 145-1,152,149,133,132-1,120-2,120-3,131-1,123,124		
字横手 482-4,490-2,		
字ウゾ 809-3		

地区記号	区域の範囲	農用地区域とする土地
B	大字上筒香	堂垣内 252-2,273,297
		長井 68,67,66,65,64,63-1
		ドウマエ 135-1,134-1,129-1,129-2,133,130,131,126-2,128-1,127-5,124-1,151-1,143,152,139-1,137-1,136,147-2,148,147-1,146,142,140,149,141151-4151-2,153,
		ババ 48-1,52-1,43-1,54,49-3,44-1,34,39,13,12,11,22,23,24,29,32,31,30-1,30,19,16,14,17-1,15-1,15,27-1,49-1,20,
		宮ノ脇 49-2
		西垣内 392,391,390
		里坊ノマエ 388
		井戸ノサコ 389
	大字中筒賀	ドノムカイ 286-2,283-4,299,296,302,269-1,266-2,26
		ヲノダイ 278275,294,287,286,288,291,295,293,296,297,273,274,352,277,285,283,276,284,290,289,281,292,282,337-1,335,349,351,358,350,355,353,339,348-1,357,361,362-1,352,359,360,354-1,354,334-2,363
		ノジリ 258,251,253,254,226,255,222,234,245-3,237-1,247-2,247-1,248,250,246,218252,249,232-2,232-1,231,256,224,229-1,229-2,227,385,240,257,381,383,382
		中尾 170,169,164,161,157,147,156,145-1,155,148151-2
		西谷デ 128,119-2,107-2,115-1,136,113,108-1108-2,120-2,140-3,122-2,138,110-1,111,104,109
		ヌタノ原 173,172,175,185,178,194,184,183,180,174,179,177,176,214,213,182,185,212208
		宮ノ向 99-2,99-3,89,92,83,97,93,95,79,72
		三ノ谷 314,505,508,507,313,76-2,79-1,79-2,108,111-1,111-4,112-1,114-2,
		宮ノシモ 42
		アラボリ 371
	大字下筒賀	東原 387-2,379,373,369,329,328,326,324-1,382,405,404,311,387-1
		中尾 267,268-2,280-1,290,295-2,264,263,269
		西平 216,215,209,247,246,211,200,196,198-2,198-3,181,248208
		みの又 470,472,475-2,474,475-1,476,488,487-1,487-2,491,492,494,496,495,469,477,486,493,494-1,473,485
		西ガイト 533,537,530,525,522,536,532
	下ボリ 499-2,497,497-1,498-2	

地区記号	区域の範囲	農用地区域とする土地
C	大字花坂	坊原 260-4,263-3,273-1,275,276,277,283,285-1,288-1
		東垣内 297-1,298,299,300,301-2,303-2,319-1,321,312-2,324-1,323-1,303
		西垣内 357,376-1,377-1
		田和垣内 431-1,433,390,391
		大師原 771,779-1,789,790,791,788
		小南 445,446,447,448,448-1,449,450,453-3
		スハ原 502,501,504,498,506,505,507,475,503,484
		木瀬原 521,522,518,523,517,527 (当該地 277 m <sup>2</sup> のうち 217 m <sup>2</sup> が農用地区域) 526,525,531,532,529,530,524,535-1,537,514,528,519
		上地藏 254-1,232-1,254-4,251-1
		宮前 735,716,716-2,717,718-1,719-1,720-1,721-1,721-2,721-3,722,723-1,723-2,737-1 737-2,739,740-1,740-3,740-4,741,744-1,746,750-1,704-1
		番碓 810-1,809
		掛ノ谷 187-1,187-2,188,204-1,204-2,198 (当該地 144 m <sup>2</sup> のうち 140 m <sup>2</sup> が農用地区域) ,196 197-3,197-1
		不動野 140,97,139,107,108,109,111,106-1,106,131,120,147,
		小西谷 173,168171,169
		午ノ瀬 71,67,66,59-3,60-2,52 (当該地 1,666 m <sup>2</sup> のうち 1,489 m <sup>2</sup> が農用地区域) 51 (当該地 317 m <sup>2</sup> のうち 235 m <sup>2</sup> が農用地区域) ,53-3,47,50-3,50-2
		ウケブミ 29-1,28,13,33,41
西ヒラ 683-2,685,687,686,682,680,667,660,658-1		
木戸口 579-1		

イ.現況森林、原野等に係る農用地区域  
現況森林、原野等は農用地区域を設定しない。

(2) 用途区分

地区・ 区域番号	用途区分
A	農地:全区域
B	農地:全区域
C	農地:全区域

別記 2

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成26年9月策定)

農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 営農類型ごとの経営規模等の指標

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水 稲 + 野 菜	(作付面積) 水 稲=30a 野 菜=70a (経営面積) 1.0ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 他	・経営の合理化、 保全化を進め、経 営と家計の分離を 図るため複式簿記 記帳を進める。	・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入
水 稲 + 野 菜 + 花 木	(作付面積) 水 稲=30a 野 菜=30a 高野楨=50a (経営面積) 1.1ha	〈資本装備〉 モノラック トラクター 田植機 コンバイン 他	・青色申告の実施	・高齢者が多い ためゆとりのあ る農業経営方針 を取り入れる。
水 稲 + 野 菜 + 花 き	(作付面積) 水 稲=30a 野 菜=40a 花 き=50a (経営面積) 1.2ha	〈資本装備〉 トラクター 田植機 コンバイン 他		

注：新たに農業経営を営もうとする青年等の営農類型ごとの経営規模等の指標（個別経営体）も同様である。